

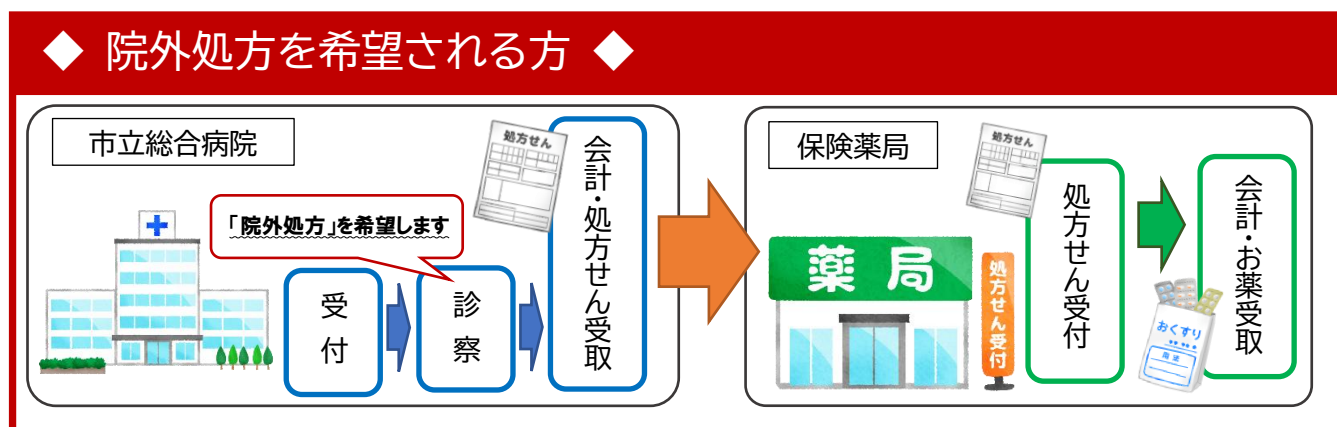
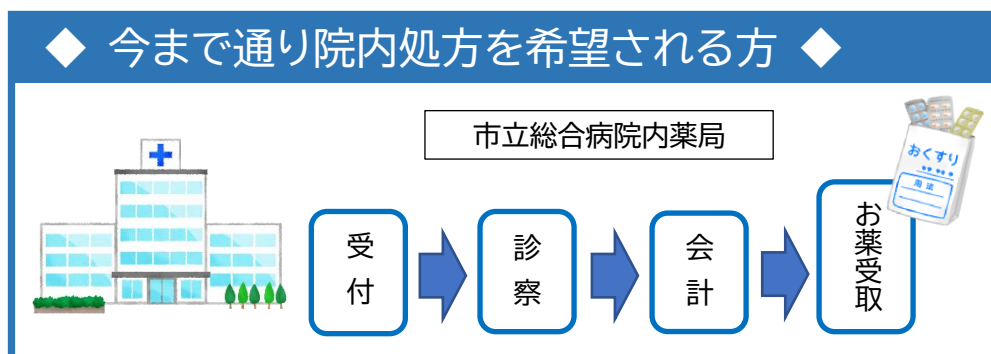
外来を受診される皆様へ

令和7年10月1日(水)から

お薬を病院外の薬局で受け取ること(院外処方)が可能になります

市立総合病院では開院以来、院内の薬局でお薬を受け渡してきました(院内処方)。令和7年10月1日からは、薬害の防止と薬の無駄遣いを避け、良質な医療の提供を目的とした国が推進する「医薬分業」や令和10年秋に開院予定の新病院での全面的な院外処方の実施に向け、院内・院外どちらの薬局でもお薬の受け取りが可能となります。院外の薬局は、ご自宅やお出かけ先の近くにある薬局など、処方せんを受け付けしている薬局であれば、どこでもご自由にお選びいただけます。院外処方を希望される方は診察の際に医師にお申し出ください。

📍 お薬を受け取るまでの流れ 📍



◆ 処方せんは交付日を含めて**4日以内(土・日曜・祝日含む)**に調剤薬局に提出してください ◆

📍 留意事項 📍

- ① 院外の薬局で取り扱うことができないお薬など、一部のお薬については院内処方となる場合があります。
- ② 一度、院外処方を希望された方は、原則として、今後、当院での処方はずべて院外処方となります。
- ③ 処方せんについて、有効期限である4日(土・日曜・祝日含む)を過ぎた場合や紛失された場合、再発行には健康保険が利きません。保険診療の規則に則り、自費での再発行となります。

お問い合わせ窓口:0126-22-1650(代) **医事課担当** 平日 8:30~17:00

院外処方 Q&A

Q1: 今まで通りお薬を病院内で受け取ることは可能ですか？

A: はい、可能です。令和7年10月1日からは、院外の保険薬局でのお薬の受け取りを希望される方のみ、院外処方となります。



Q2: なぜ院外処方も導入・実施するのですか？

A: 厚生労働省では『医薬分業』を進めています。院外処方はその政策の一環であり、病院の医師と保険薬局の薬剤師が協力して、薬をより正しく安全に使っていただくことを目的とした制度です。院外処方にする事で、病院の薬剤師は入院の患者様へより質の高い医療の提供に努めることができ、病院の医療がより充実したものとなります。また、令和10年秋に開院予定の新病院では、外来患者様はすべてが院外処方となりますので、現病院のうちに、院外処方に慣れていただき、新病院開院時の混乱や混雑を避け、患者様へのご負担を少しでも減らすことができるよう、院外処方を実施することとしました。

Q3: 院外処方のメリット・デメリットは何ですか？

A: 院外処方の場合、複数の病院を受診されている方は各病院で処方されたお薬を一包みにしてもらうことや薬の飲み合わせ、重複投与などのチェックをしてもらうことができるなどのメリットがあります。一方で、ご利用される保険薬局によって異なるので一概には言えませんが、技術料に関しては若干高くなることもあり、患者様の負担は増える場合があります。

Q4: どこの薬局でお薬が受け取れますか？

A: 「保険薬局」「調剤薬局」「処方せん受付」等の表示がある日本全国の薬局をご利用することができます。院外の薬局でお薬を受け取るまでの待ち時間を極力少なくするため、薬局へ事前に処方せんを送信できるアプリなどがあります。詳細はお薬の受け取りをご希望される保険薬局へお問い合わせください。

Q5: 院外処方せんには有効期限がありますか？

A: 有効期限は、交付日を含めて4日間です(土・日曜・祝日を含む。)。それまでに保険薬局でお薬をお受け取りください。4日を過ぎた場合や処方せんを紛失された場合は、再発行には健康保険が利きません。保険診療の規則に則り、自費での再発行となりますのでご注意ください。

Q6: 公費負担医療(自立支援)の受給者証を持っている場合や労災・公務災害で受診している場合は、どのように手続きすればよいですか？

A: 公費負担医療でご利用の方は、あらかじめ受給者証に保険薬局名を記載する手続きが必要となります。詳細は公費負担医療の手続きをなさった市役所窓口へお問い合わせください。

労災・公務災害でご利用の方は所定の書類(様式5号または16号の3用紙)を薬局に提出する必要があります。詳細はご利用予定の保険薬局へお問い合わせください。